

地籍調査で未来に杭を残しましょう

地籍調査のお知らせ

今年度の地籍調査事業は、狸久保地区および筒地地区の各々の一部で現地調査（一筆地調査）を行います。

地籍調査は、皆さんの大切な土地を保護するためのものです。境界確認の立会いで設置された一本の杭の測量成果は、今後、永久に皆さん的生活の基盤となる重要なものとなります。

実施区域図（筒地地区）



実施区域図（狸久保地区）



▼調査に関する予定

○8月下旬頃 説明会の開催
○9月～12月 一筆地調査（境界確認・立会い）の実施

※説明会や立会いの実施期日等の詳細は、土地所有者の方に個別に文書で連絡します。

☎ ⑦ 6912 ▼問合せ 農林振興課 地籍調査係

○9月～12月 一筆地調査（境界確認・立会い）の実施

町では、河川などの水質保全のため、合併処理浄化槽を設置する町民の皆様を対象に補助金を交付します。

▼補助対象 公共下水道供用および認可区域外の一般住宅（ただし、併用住宅は、住居部分の床面積が総床面積の2分の1を超えるもの）でくみ取り式トイレ、または単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に変換する場合や、新築、増築等により合併処理浄化槽を設置する場合で、国

の基準に合った10人槽以下のもの

合併処理浄化槽設置補助金制度をご利用ください

のこと。

▼補助金額（平成28年度補助額）

・5人槽	352,000円
・7人槽	441,000円
・10人槽	588,000円

（世帯住宅に限る）

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に変換する場合には、単独処理浄化槽撤去費用の2分の1（5万円を限度）の額を補助金に加算して助成しています。

▼問合せ 上下水道課下水道業務係 ☎ ⑦ 6919

看板改善の補助制度をご活用ください

町では、平成24年度から看板（屋外広告物）の撤去、改修および移設にかかる費用の一部を助成しています

町の財産である素晴らしい「景観」をさらに守り育していくために、ぜひ補助金をご活用いただき良好な景観の形成に努めていただきますようお願いします。

▼実施期間 平成31年度まで

①広告板・塔、壁面広告物など（看板などの簡易広告物を除く）。

- ②改善費用が諸経費等を除き、1基につき2万円以上のもの。
- ③その他要綱に定めるもの。

▼補助金の額等

- ①申請は所有者等、一者につき一回限り。

- ②補助割合は事業費（諸経費等含む）の50～70%で、限度額50万円。

※看板の改善基数による変動あり。
※複数の者による共同申請も可。

▼問合せ 建設課景観係

☎ ⑦ 6907